

入 札 説 明 書

京都府府営住宅募集案内書作成業務

平成29年3月21日公告分

京都府住宅供給公社住宅管理部

京都府府営住宅募集案内書作成業務の入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成29年3月21日（火）
- 2 契約担当者 京都府住宅供給公社理事長 小石原 範和
- 3 担当部局 〒602-8054 京都府京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の2
京都府住宅供給公社住宅管理部
電話番号 075-432-2040
FAX番号 075-432-2049

4 入札に付する事項

- (1) 件名 京都府府営住宅募集案内書印刷業務
- (2) 予定部数 別紙仕様書のとおり
- (3) 品名・品質 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から平成31年3月31日まで
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり

5 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 京都府の平成28・29・30年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「軽印刷」に登録され、京都府競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (2) 次のア又はイのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2年の営業年度に、この業務と同様又は類似の業務を請け負った実績がない者。
 - イ 申請書又は添付書類（以下「申請書等」という。）に虚偽の事実を記載した者
- (3) 7で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止されていない者であること。
- (4) 7で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府住宅供給公社が委託した業務等に関係する債務を遅滞していない者であること。

7 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書等を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間 平成29年3月21日（火）から平成29年3月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付方法

3の場所において交付期間の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）の間に交付する

なお、京都府住宅供給公社ホームページに掲載しているPDFファイルから取得しても差し支えない。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間 (1)のアに同じ

イ 提出場所 3に同じ

ウ 提出方法 提出期間の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

エ 添付書類

申請書（別紙様式1）には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

① 6の(2)のアに記載の請負実績における、主要な契約先（1箇所）の請負契約書の写し及び業務仕様書等当該業務の内容がわかる書類の写し

② 入札等の権限を営業所長等に委任する場合は、委任状

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

■ 提出書類に係る留意事項

○請負契約書及び業務仕様書等の写し

- ・ 6の(2)のアに記載の受託実績における主要な契約先（1箇所）の請負契約書の写し及び業務仕様書等の写しで、各々について1通で可。

○委任状

- ・ 法人にあって、申請等の権限を支店長等に委任する場合には必要（別紙様式2）

8 資格審査結果の通知

資格審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

9 参加資格の有効期限

参加資格の有効期間は、8による入札参加資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。

10 参加資格の取消

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不

正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規程による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時等

ア 日時 平成29年4月14日（金）午後2時

イ 場所 京都府京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の2
京都府庁西別館2階 京都府住宅供給公社会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式3）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式2）を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「京都府府営住宅募集案内書作成業務 入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、入札を執行する。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り戻しをすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に対して文書（別紙様式4）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

ア 質疑書（別紙様式4）

① 提出日 平成29年3月29日（水）

② 提出方法 FAXによる FAX番号：075-432-2049

③ 提出場所 3に同じ

イ 回答書

① 交付日 平成29年4月7日（金）午後3時から

② 交付方法 FAXにて8により確認結果通知書を発送した全者に対し交付する。

ウ 質疑及び回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容について全て承知したものとして入札を行う。

(7) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 内訳の「単価」は、「府営住宅募集案内書」1部当たりの金額（納入回により頁数等が異なる場合を含め平均の単価とする）とし、小数点以下第2位までとすること。ただし、運送費等納入場所渡しに要する一切の諸費用を含めるものとする。

ウ 内訳の「総額」は、見積もった額の108分の100に相当する額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者の入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とする。

なお、落札予定者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札した者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にく

じを引かせるものとする。

イ 落札者は、落札決定通知書を受けた日から7日以内に契約書を作成し提出しなければならない。落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項第3号に該当する場合は免除する。

15 契約書作成の要否

要する。

16 その他

(1) 1 から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(3) 入札説明書、業務仕様書、契約書案、回答書等については、入札終了後すみやかに返却すること。

(4) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、資格審査結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。また、入札金額の積算内訳書（様式任意）を持参し、入札関係職員から要求があった場合はこれを提示すること。